



# 児童虐待について考えてみましょう



児童虐待に関する悲しい報道が後を絶ちません。11月は「児童虐待防止推進月間」です。家庭や学校、地域において、児童虐待問題への理解と関心を高めるために、広報・啓発活動など様々な取り組みが集中して行われる期間です。皆さんも児童虐待についていまいちど考えてみませんか。

**Q1.** 児童虐待は保護者が子どもにどのようなことをしたら該当するのですか。

**A1.** 児童虐待には以下の4つの種類があります。（出典：厚生労働省HP）

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
・殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを追わせる、溺れさせる、縄などで一室に拘束する、家の外に締め出すなど	・子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど	・家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、子どもの意思に反して登校させない、重い病気になっても受診させないなど	・言葉で脅かす、無視、きょうだいの間で差別する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)、きょうだいに虐待行為を行うなど

**Q2.** 虐待しているつもりはないですが、子どもをきつく叱ってしまい、時には手が出ることもあります。子育てに自信が持てません。どうすれば良いですか。



**A2.** あなたがしつけと称してしていることも、それが行過ぎると虐待になります。虐待に発展する前に、児童相談所や市町村の子育て相談窓口にご相談してみましょう。むやみに親子が引き離されることはありません。専門職員が親子が安全に幸せに暮らせる方法を一緒に考えてくれます。執拗に責められたり説教されたりすることはありません。悩まずにご相談することをお勧めします。

**Q3.** 虐待の子どもへの影響を教えてください。

**A3.** 体にも心にも大きな傷を与えます。暴力により脳がダメージを受けると知的な発達が遅れることもあります。また、十分な食事が与えられないと、体の発育が悪くなり、体力のない病気がちな子どもになります。体と同時に心にも大きなダメージを与えます。人を信頼する心が育たず、安定した人間関係が築けなくなります。さらに、自尊心も育たず、生きる意欲が低下し、自暴自棄な行為(自傷行為、飲酒、過食、性的逸脱行為)をとりやすくなります。虐待される子どもをできるだけ早く助け出し、必要なケアを提供することが大切になります。



**Q4.** 近所の子どもが虐待されているかも？と思ったらどうすればいいですか。

**A4.** 虐待を疑った時点で、お住まいの児童相談所(全国共通ダイヤル189<sup>いちばやく</sup>)に連絡してください。あなたの通報を受けて児童相談所の職員が子どもの身の安全確認に行き、支援や介入が必要なケースかどうかの判断を慎重かつ迅速に進めていきます。匿名での通報が可能なので、あなたのことが相手に知られることはありません。子どもに「そのケガどうしたの？ おうちで叩かれたの？」と聞いても、子どもは本当のことはなかなか言ってくれないものです。疑いを持ったら、すぐに通報しましょう。



児童虐待は決して他人事ではありません。私たち一人一人の子どもを守る姿勢が大切です。



\* オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。